

「うろこがた」と訓むが、「うろこ」の古形は「いろこ」(『和名抄』など)であり、『いろは作者註文』などは、「いろこがた」としている。「時政」という別名もある。

北条時政(鎌倉初期の武将、鎌倉幕府初代執権、源頼朝の妻政子の父)がワキとして登場し、天下を治めることになった、わが北条家の「旗の紋」(家紋)がいまだ定まらず、それをささることを祈願すべく、江の島の弁財天に参詣する。すると参籠の初夜に、一人の女人(実は弁財天の化身)が現れて、時政の信心の深さを愛でて望みを叶えさせようという。時政は不審に思い、その名を尋ねると、この島に垂跡している神であると告げて社壇にかくれた。

やがて神殿がしきりに鳴動して、日月の光が山の端から出るように、輝く弁財天(後シテ)が出現し、我こそ此島を守護する胎蔵界(大日如来の慈悲を母の胎内にたとえて胎蔵界という)の弁財天なりと名乗り、弓矢の家の守りのしるしとして、時政に一流の旗を与え、優美な舞を舞う。

そして、たとえ四方に敵をうけたとしても、この旗を

さし上げたならば、わが神通力をもって敵を払い、身の安泰をはかってあげよう。ただ信心をいたせと神託して、弁財天は神殿に入るのである。

弁財天によりこの家紋入りの旗を授かった時政の北条氏は、その後執権十三代、百年以上の長きにわたって天下四海を治め、蒙古の襲来も退けることになるのであるから、この「鱗形」は、江の島弁財天の神通力・神徳を称えるものであり、あわせて北条氏の繁栄を予祝するものである。つまり祝言的なめでたい曲であり、神をシテとする協能の定型をふまえた作品といえるであろう。

この「鱗形」は、校註謡曲叢書第一巻(一九一四年)などに翻刻が収められているが、金剛巖氏が訂正著作された金剛流謡曲本「鱗形」とそれらの翻刻を対比してみると、その詞章は大筋において一致しているが、細部においては多少のちがいが認められる。

ちがいとしてとくに目につくのは、謡曲叢書等には、時政が弁財天に祈願することを思いたって、江の島に参詣したとだけあるところが、金剛流謡本では、時政は

三七日、つまり二十一日間参籠して祈願しようとし、江の島到着の日も、「今夜は社内に通夜して申さうぞう」と述べたと述べていることである。単に参詣したとするのではなく、参籠し、通夜して祈願したとある方が、時政の信心の深さや旗の紋に対する熱意が、弁財天にも、観客にも、より伝わるのではあるまいか。

参籠祈願のことは、実はこの典拠とされている『太平記』巻五の「時政榎嶋ニ参籠ノ事」の段に、時政が参籠して「三七日」（二十一日）に当たる夜、神託があったと記されているのであり、その点で金剛流謡本は、より出典に近い詞章を持つているといえそうである。

そこで次に、本曲の典拠とされる『太平記』巻五「時政榎嶋ニ参籠ノ事」中にみえる江の島靈験譚と本曲とをひきくらべてみたい。『太平記』の本文（流布本、岩波大系本）は次のごとくである。

昔鎌倉草創ノ始、北条四郎時政嶋ニ参籠シテ、子孫ノ繁昌ヲ祈ケリ。三七日ニ当リケル夜、赤キ袴ニ柳裏ノ衣着タル女房ノ、端巖美麗ナルガ、忽然トシテ時政ガ前ニ来テ告テ曰ク、「汝ガ前生ハ箱根法師也。六十六部ノ法華経ヲ書写シテ、六十六箇ノ霊地ニ奉納シタリシ善根ニ依テ、再ビ此土ニ生ル事ヲ得タリ。去バ子孫永ク日本ノ主ト成テ、栄花ニ誇ルベシ。但シ其挙動違

フ所アラバ、七代ヲ過ケベカラズ。吾言フ所ニ不審アラバ、国々ニ納シ所ノ霊地ヲ見ヨ」ト云捨テ帰給フ。其姿ヲミケレバ、サシモ巖シカリツル女房、忽ニ伏長二十丈許リノ大蛇ト成テ、海中ニ入ニケリ。其迹ヲ見ニ、大ナル鱗ヲ三ツ落セリ。時政所願成就シヌト喜テ、則彼鱗ヲ取テ、旗ノ文ニゾ押タリケル。今ノ三鱗ノ文是也。其後弁財天ノ御示現ニ任テ、国々ノ霊地ヘ人ヲ遣シテ、法華経奉納ノ所ヲ見セケルニ、俗名ノ時政法師ノ名ニ替テ、奉納筒ノ上ニ大法師時政ジセイト書タルコソ不思議ナレ。

北条氏は、はやくから三鱗形の家紋を用いていて、北条鱗と呼ばれており、江島弁財天社の紋も三鱗であることなどから、『太平記』の作者が北条氏と江島社を付会して創作したものではないかともいわれているが（岩波大系本『太平記』頭注・小学館新編全集本『太平記』頭注欄解説など）、いずれにせよ、『太平記』以外には、こうした北条家の家紋をめぐる江島弁財天の靈験譚は見当たらず、謡曲が「鱗形」の曲名を持つていることから考えても、本曲の素材となったものは、『太平記』の、この伝承の記事であることはまちがいあるまい。



この両者を対比してみると、時政が江の島に参詣し、その所願を弁財天に納受され、弁財天の示現があり、霊

験があるという大筋においては一致しているが、話の構成、趣向、主題には大きなちがいがみられる。

そもそも時政が江島に参籠して祈念した主旨を、『太平記』記事は、「子孫ノ繁昌」としているのに対し、謡曲「鱗形」は、北条氏の「旗の紋」の定まることであるとしている。時政祈願の結果についても、『太平記』は、「美麗」な女房（弁財天の化身）があらわれ、子孫の繁栄うたがいないと告げて帰るが、その姿がたちまち二十丈の大蛇となつて海に入る。あとに落とした三つの鱗を時政がとつて旗の紋に押し、三鱗の家紋にしたとする。弁財天は本来、水神であるが、その正体は竜であると信じられていた（鎌倉時代成立の『江島縁起』など）ことからつくられた伝承であろう。

さらにいえば、北条氏の繁栄も、無道の挙動ふるまいがあれば七代を超えずと弁財天のお告げがあつたが、すでに九（世）代となる高時の頽廢的挙動ふるまいを描いた章段（「相摸入道田楽ヲ弄ブ并ビニ闘犬ノ事」）のすぐ後におかれて、北条氏の滅亡を予告するのが、この章段の役割だったのである。

これに対して、謡曲「鱗形」は、時政の祈願通り、弁財天から旗を賜わり、北条氏を守護することも約束されて、めでたく納まるものとなっている。つまり単に言葉によって靈験を示すのではなく、目に見える旗の下賜によって靈験をあらわす形をとり、舞台上に映える旗に焦点をおいているのである。

旗は古来、祭に立てられるものであつたし、旗掛松・旗立柳などが各地に残り、今も祝日に旗を掲げて祝うように、めでたいことと結びつきやすいものであつた。まして本曲の旗のように、神竜の鱗をかたどつた鱗形紋入りの旗は、祝言的な協能にまことにふさわしい能道具だつたといえよう。なお北条氏は実際に代表家紋として三つ鱗（）を用い、底辺の長い三つ鱗（）も用いている（北条鱗という）。